

資料 7

令和 7 年 3 月 21 日
高齢施策担当部高齢者支援課
高齢施策担当部介護保険課

指定介護予防支援事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 22 第 1 項の規定により、下記のとおり指定介護予防支援事業者の指定を行う。

記

1 指定居宅介護支援事業者による介護予防支援

事業所名および 所在地	運営法人	指定年月日	(参考)居宅介護支援 事業所の指定年月日
みんなのかいご練馬居宅介護 支援事業所 練馬区豊玉北五丁目 6 番 8 号	株式会社 みんなのかいご	令和 7 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日